

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和元年度 第2回 松阪市建築審査会
2. 開催日時	令和2年3月17日(火) 14時00分から15時00分まで
3. 開催場所	松阪市議会 理事者控室
4. 出席者氏名	委員 浅野 聡(会長)、北 勇人 岡村 佳則、大月 淳、倉田 巖圓 松本 裕子、福島 ひろみ 事務局 建築開発課 課長 関岡 輝明 課長補佐 吉田 学 指導防災係長 榊田 耕成 指導防災係 道田 圭亮 審査係 西田 昂大
5. 公開及び非公開	部分公開
6. 傍聴者数	なし
7. 担 当	松阪市建設部建築開発課 担当者 吉田 電 話 0598-53-4156 F a x 0598-26-9118 e-mail kenka.div@city.matsusaka.mie.jp

令和元年度 第2回松阪市建築審査会

一 事 項 書

日時：令和2年3月17日（火）
午後2時00分～
場所：松阪市議会 理事者控室

1. 役員選出

2. 議案

○ 議案第1号

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可
にかかる同意

3. 報告事項

○ 建築審査会包括同意による許可案件について

- (1) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築許可案件
- (2) 建築基準法第44条第1項第2号及び第4号の包括同意による許可案件
- (3) 建築基準法第56条の2第1項ただし書の包括同意による許可案件

4. その他

令和元年度 第2回 松阪市建築審査会 議事録

日 時 令和2年3月17日(火)
14時00分～15時00分

場 所 松阪市議会 理事者控室

出席者 委 員 浅野 聡(会長)
北 勇人
倉田 巖圓
大月 淳
岡村 佳則
松本 裕子
福島 ひろみ

事務局 建築開発課 課長 関岡 輝明
課長補佐 吉田 学
指導防災係長 榊田 耕成
指導防災係 道田 圭亮
審査係 西田 昂大

傍聴者 なし

(事務局) それではただ今から、令和元年度 第2回松阪市建築審査会を開催いたします。

本日は、全委員に出席いただいておりますので、審査会条例第4条の規定により、本審査会は成立していることをご報告いたします。

それではまず初めに、会長の選出をお願いしたいと思います。本来は任期の最初の審査会となる前回の審査会で行う事項でありましたが、事務局の方で失念しておりました。大変申し訳ありません。今回は、議案もごございますので、改めまして、会長の選出をお願いしたいと思います。任期は来年度末の令和3年3月31日までとなります。

建築基準法第81条第1項の規定により会長は、委員の中からの互選ということになっておりますが、会長を選出するための議長を、岡村委員にお願いしたいと思いますと考えております。いかがでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(事務局) それでは、岡村委員よろしくお願いたします。
議長席へお移りください。

(議長) 事務局の指名ですので議長を務めさせていただきます。早速でございますが、規定によりますと、審査会の会長は、委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(委員) 浅野委員を推薦いたします。

(議長) 北委員から推薦がありましたが、松阪市建築審査会会長を浅野委員にお願いするというので、いかがでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしとのことですので、令和元年度、2年度の当審査会の会長は、浅野聡委員をお願いしたいと思います。
これで、私の役割は終わりましたので退席させていただきます。ありがとうございました。

(事務局) 岡村委員ありがとうございました。
それでは浅野会長、会長席にお移りください。

(会長) (就任のあいさつ)

それでは、引き続き、会長代理の選出をしたいと思います。建築基準法第81条第3項の規定において、委員の互選によることになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(委員) 北委員を推薦いたします。

(会長) 岡村委員から推薦がありましたが、会長代理を北委員にお願いするというので、よろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(会 長) 異議なしとのことですので、会長代理は北委員にお願いしたいと思いません。

(会長代理) (就任のあいさつ)

(会 長) 続きまして、議事録署名をいただく委員2名を選出したいと思います。松阪市建築審査会運営要領により、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。北委員、松本委員よろしく申し上げます。

(両委員) (了承)

(会 長) それでは、議事を進行いたします。
事務局より、傍聴者の有無について報告してください。

(事務局) 傍聴者はなしです。

(会 長) 今回の審査会は、建築審査会運営要領第2「会議の公開」の規定により部分公開となっておりますが、本日の傍聴者はございませんでした。

それでは、事項書に基づき進めて行きたいと思えます。

議案第1号 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可にかかる同意について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) (パワーポイントによる説明)

(会 長) それでは、議案第1号について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(委 員) 43条空地部分について、最小幅員が3.85mとのことでしたが、法面も平らになっているので、道路巾はほとんど4m確保されていると思われるが、敷地前面の水路敷の部分のみが幅員4mに満たない路線と

いうことでよろしいでしょうか。

(事務局) 市が所有、管理している幅員としては4 m以上ございますが、有効幅員としましてはガードレールのある箇所や橋形状になっている箇所で3.85mとなっている箇所もあるため、1項1号道路ではないものとなっております。

(会 長) 他にご意見、ご質問等もないようですが、議案第1号について同意してもよろしいでしょうか？

(各委員) 異議なし。

(会 長) それでは、議案第1号について、同意することといたします。
同意書へ押印いたしますので、事務局は準備をしてください。

(事務局) (同意書持ち回り、委員押印)

(会 長) 続きまして、報告事項にうつります。

報告事項の包括同意許可案件について、事務局から説明をお願いします。

なお、包括同意許可案件につきましては、建築審査会包括同意基準に基づき、すでに許可されたものの報告でございますから、特に議論の対象としておりませんので、よろしく願いいたします。

(事務局) (パワーポイントによる説明)

(会 長) ただいまの報告案件について、何かご不明な点はございませんか。

(委 員) 許可案件Dについて、一部個人所有の土地ということでしたが、どの部分が個人所有の土地になりますか。

(事務局) (配置図にて説明)

(委 員) 同じく許可案件Dについてですが、個人所有の土地の地目が公衆用

道路になっているのであれば市の方で寄付を受けるという手段は使えなかったのでしょうか。

(事務局) こちらの路線については道路整備をするために路線沿いの用地については購入しに行っている土地であります、その際に購入ができなかったところが残っているという経緯があったことは聞いております。また、個人所有の土地の地目としましては田となっております。現状は舗装されており、実質は市の管理となっているような状況ではありますが所有としては個人のものが残っている形となります。

(委員) 許可案件Dの敷地は市街化調整区域ということでしたが、この敷地より西側については市街化区域でしたか。

(事務局) はい。

(会長) 他に質問もないようですので、建築審査会包括同意による許可案件についてはこれで終了致します。

続きまして、「その他」として、事務局から何かありますか。

(事務局) 事務局の長を5年間つとめさせていただきました関岡参事が、この3月をもちまして、退職となりましたので、委員の皆さまに、一言、ご挨拶させていただきたいと思っております。

(関岡参事 あいさつ)

(会長) 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。これで令和元年度 第2回 松阪市建築審査会を閉会といたします。

(事務局) 各委員の方々、ご多忙の中ご参加いただき、ありがとうございました。次回の建築審査会は、個別許可案件などの状況に応じて、調整のうえ開催させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、議事の要領およびその結果を記載し、出席建築審査会委員の2名が以下に署名押印する。

年 月 日

建築審査会委員 _____ 印

建築審査会委員 _____ 印